

答 申 情 第 1 2 1 号  
令 和 3 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年5月26日付け保障第70号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

特定職員の発言の根拠となる記録等の不存在による非公開決定事案（諮問情第212号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年1月17日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

ア 障害年金について●●が「(障害者)手帳3級では(障害年金を受給する事は)無理」と発言しているのでそれを裏付ける根拠が示されている記録文書

イ 障害年金について●●が「(障害者)手帳3級では(障害年金を受給する事は)無理」と発言しているが後にその発言を「曖昧で説明不足であった」と認めているので障害年金について曖昧では無く十分な説明が為されている記録文書。尚、ここで言う十分な説明とは国民年金法、障害認定基準及び裁決例（社会保険審査会）を踏まえている事を指している。

ウ 障害年金について●●が「障害者手帳3級であっても年金を受給出来ると認識していた」と回答しているのでそれを裏付ける根拠が示されている記録文書

エ 障害年金について●●が「障害年金を蔑ろにしていない」と回答しているのでそれを裏付ける根拠が示されている記録文書

オ 障害年金について●●が「書類審査である事、偏食がある事、病態や症状がd r a s t i cに変わらない事」を受給要件に挙げているのでそれを裏付ける根拠が示されている記録文書

カ ●●が構造化（発達障害者支援に於いて常識とされている支援方法）を行っていない理由や根拠が示されている記録文書

キ ●●はs o c i a l c l u b（かがやきに於いて行われている当事者会）についても障害者の意向を悉く無視しているのでその理由や根拠が示されている記録文書

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年3月31日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市発達障害者支援センターに保有する過去の記録について探索を行ったが、請求に係る事項が記された公文書の存在が認められないため

- (3) 審査請求人は、令和2年4月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

- (2) 本件請求に係る公文書について

●●氏はかがやきの元職員であり、平成25年頃に審査請求人の就労支援に関わっていた。本件請求は、●●氏が就労支援において、審査請求人に対し発言等があったとされる内容について、その発言等の根拠となる記録を公開するよう求めたものであり具体的には次のとおりである。

ア ●●氏が、「障害者手帳3級では障害年金を受給することは無理」と発言した根拠となる記録

イ ●●氏が、「障害者手帳3級では障害年金を受給することは無理」と発言したことについて、後に「曖昧な説明であった」と認めているが、曖昧ではなく障害年金について十分な説明を行った記録

ウ ●●氏が、「障害者手帳3級であっても年金を受給できると認識していた」ことを

#### 裏付ける記録

- エ ●●氏が、「障害年金を蔑ろにしていない」ことを裏付ける記録
- オ ●●氏が、「書類審査であること、偏食があること、病態や症状が d r a s t i c に変わらないこと」を障害年金の受給要件に挙げた根拠となる記録
- カ ●●氏が、構造化を行っていない理由や根拠が示された記録
- キ ●●氏が、s o c i a l c l u b について障害者の意思を無視した理由や根拠が示された記録

#### (3) 本件処分について

本件請求に係る発言等について、かがやきから●●氏に対して確認をしたところ、(2)ア及びオについてこのような発言をした覚えはなく、(2)カ及びキに関しても、そのような認識はないとのことであった。

よって、(2)ア、オ、カ及びキは、審査請求人の認識と●●氏の認識とが一致していないうえでの請求であり、これらに該当する対象文書は作成も取得もしていない。

(2)イについては、●●氏が作成した相談記録のうち障害年金に言及した記録は存在するものの、当該記録には、審査請求人が本件請求において記載している国民年金法、障害認定基準及び社会保険審査会の裁決例を踏まえた説明がされている記録は認められないため、(2)イに該当する対象文書は作成も取得もしていない。

(2)ウ及びエについては、●●氏の認知を形成した要素となる記録は認められないため、これらに該当する対象文書は作成も取得もしていない。

#### (4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 決定通知書に於いて処分庁は「不存在」と答えているが実際は「存在する筈」なのでそれらの取り消しを要求する事が当審査請求に於ける趣旨である。
- (2) 本件は●●(かがやき元職員)が発言した事や回答した事が対象である。かがやきとしての業務でありその点に於いて根拠と為る文書等が存在しない事はあり得ない。●●はかがやきを利用する発達障害者に対して医学的根拠等に全く基づかない思い付きで支援を行っていたのか？以上の諸点を踏まえれば根拠と為る文書等が存在しない

事はあり得ない。

- (3) 弁明書で処分庁は「平成25年頃に」と書いているが正しくは「2013年1月から同年9月」である。また「審査請求人の就労支援に関わっていた。」と書いているがそれは完全に虚偽である。その証拠は当審査請求に於ける●●による発言7点であり処分庁はそれらをア及至キと書いている。●●による発言はそれらに限らないがその様な意味不明な嘘を吐くバカが然るべき「就労支援」を行っている訳が無く抑々その能力すらも全く無い。●●は社会的障壁を除去しておらず構造化も行っておらず障害年金申請に際し協力も助言も行っていないので●●が「審査請求人の就労支援に関わっていた。」というのは全くの大嘘であり絶対に容認出来無い。
- (4) 処分庁は「かがやきから●●氏に対して確認をした」と書いているが先ずそれ自体が極めて疑わしく何故なら審査請求人は2020年6月5日金曜日にかがやきと協議しているがその際にかがやきは「(●●と) 連絡が取れない」と発言しているからである。その際に審査請求人が問い質した事は●●による個人情報漏洩疑惑であるがそれに対してかがやきは事実確認を行わず発言した内容が「(●●と) 連絡が取れない」である。本当に「(●●と) 連絡が取れない」のであればかがやきが強弁する「確認」は完全に嘘であり一方で本当に「確認」したのであれば「(●●と) 連絡が取れない」という発言が完全に嘘であり何れにしてもかがやきは嘘を吐いていると断定される。従って先ずかがやきに対して●●に確認したのは何月何日なのかについて回答を求めるがその回答次第ではかがやきによる強弁自体が全て嘘に為る。また●●がかがやきに答えたのであれば●●に対する直接尋問も要求する。かがやきを通じて「●●はこの様に答えていた」と聞いても全く信用出来無いので●●自身が審査請求人及び処分庁に対して自ら答えるべきである。
- (5) 処分庁は「ア及びオについてこのような発言をした覚えはなく」と書いているがアについて覚えが無ければ何故イに繋がるのか？即ち●●は覚えが無いと強弁しているにも関わらず何故それを「曖昧で説明不足であった」と認めているのか？それを認めるには発言を覚えている必要があるので●●が強弁している事は論理的に嘘である。次いでオであるが●●は審査請求人と立ち話をした事を認めているがその際に●●は一言も喋っていないのか？障害者である審査請求人から障害年金を受給出来たという報告を受けて一言も喋っていないのか？一言も喋っていない事は極めて不自然である。また障害年金受給は言う迄も無く障害者支援に於いて最重要事項であるにも関わらずそれに係る記録が無い事も極めて不自然である。
- (6) 処分庁は「カ及びキに関しても、そのような認識はない」と書いているが先ずカに

ついでかがやきセンター長が示した資料によれば●●が構造化について書き残した記録は一つも無い様である。発達障害者支援に於いて構造化を行う事は常識であるがその記録が一つも無いにも関わらず「そのような認識はない」事はあり得ず「そのような認識」があるからこそ構造化に係る記録が一つも無いのである。次いでキであるが、これは京都障害者職業センターに於いて行われた case 会議時の遣り取りであり審査請求人の他に●●、○○及び■■が同席している。以前から「疑義問い合わせ」等がかがやきに示しているがかがやきはそれらを●●に読ませた上で事実確認したのか？都合が悪い記録を●●に見せずに何故事実確認したと強弁出来るのか？かがやきが●●を庇っている事は最早明らかである。

(7) 処分庁は「審査請求人の認識と●●の認識とが一致していない」と書いているがそうであれば尚更●●本人に対する直接尋問が必要である。何故両認識が一致していないのかについて特定する必要があるが結局その原因は●●が嘘を吐いておりかがやきはその嘘吐きを庇っている事である。かがやきを媒介している事も一因なので●●本人を直接尋問し疑義に答えさせなければならない。次いで「対象文書は作成も取得もしていない。」と書いてあるが取得はともかく「作成していない」のであればそれは●●がバカである事を露呈している。かがやきに於ける遣り取りを書き残していないのであれば記録の存否以前に●●がバカである事を糾弾しなければならずそれは前述(3)を裏付ける根拠にも為る。処分庁が「記録は作成されていない、だから記録は不存在である」と主張したければ勝手に主張すれば良いがその背景にあるのは「作成しなければならない記録を●●が作成しておらずそれ故に●●はバカである」という事実の露呈である。処分庁はともかく●●を庇うかがやきがそれを容認出来なければそれは「記録がある」という証拠であり「不存在」と矛盾する。

(8) 処分庁は「イについては、●●氏が作成した相談記録のうち障害年金に言及した記録は存在する」と書いている。確かにそれを読む限り国民年金法、障害認定基準及び裁決例について何も書かれていない事は判るがここで問い質すべき事は何故何も書かれていないのかである。尤もそれは極めて簡単な問いであり●●が障害年金制度について何も知らず尚且つそれを蔑ろにしているからである。仮にそれを最重要視していれば記録に何も書かない事は論理的にあり得ず抑々●●は知識が無いので「書かない」のでは無く「書けない」のが実態であろう。次いで「対象文書は作成も取得もしていない。」と書いているがそれに対する論駁は前述(7)の通りである。抑々●●自身が「曖昧で説明不足であった」と認めているのだから記録の有無以前に●●自身が自ら十分な説明を行うべきである。その説明を聴けば●●が障害年金制度をどの程度理解しているのか、或いは全く理解していないのかについて特定する事が出来、それにより記録の有無についても判断するであろう。●●が障害年金制度について何一つ説明出来

無ければ確かにそれについて書き残す記録作成能力は無いので処分庁が主張する「不存在」も恐らく事実であろう。

- (9) 処分庁は「ウ及びエについては、●●氏の認知を形成した要素となる記録は認められない」と書いているが記録の存否以前にそれを●●自身に問い質せばよい。その回答次第により何らかの記録を探し出す事が出来るかも知れない。●●による認知を正確に特定していない状態に於いて闇雲に記録を探し出そうとしても恐らく何も探し出せないであろう。抑々何を手掛かりに探しているのか？何の目星も立てずに全ての記録を順番に読み込んでいるのか？全数調査する心意気は評価出来るが結局何も探し出せなければそれは徒労に過ぎず時間の無駄である。記録を探し出す意思が本当にあるのであればまずは●●に問い質すべきであるがそれを行っていないのであれば探し出す意思が最初から無いのか、或いは都合が悪いから隠蔽しているのかも知れない。
- (10) 以上を踏まえて前述の通り本件処分を容認出来無いので取り消されるべきである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、かがやきの元職員である●●氏（以下「元職員」という。）が審査請求人に対して行った発言等の根拠（裏付け）を示した文書、又は発言等を記録した文書であり、具体的には次の7点であると認められる。

- ア 元職員が、「障害者手帳3級では障害年金を受給することは無理」と発言した根拠を示した文書
- イ 元職員が、国民年金法、障害認定基準及び裁決例（社会保険審査会）を踏まえて、障害年金について説明したことを記録した文書
- ウ 元職員が、「障害者手帳3級であっても障害年金を受給できると認識していた」ことを裏付ける文書
- エ 元職員が、「障害年金を蔑ろにしていない」ことを裏付ける文書
- オ 元職員が、「書類審査であること、偏食があること、病態や症状が *d r a s t i c* に変わらないこと」を障害年金の受給要件に挙げた根拠を示した文書
- カ 元職員が、構造化を行っていない理由や根拠を示した文書
- キ 元職員が、*s o c i a l c l u b*（当事者会）について障害者の意向を無視した



理由や根拠を示した文書

(2) 本件処分について

審査請求人は、上記(1)のとおり元職員の発言等を挙げ、それらの根拠を示した文書等を求めており、いずれも不存在とした本件処分に対して、元職員の発言又は回答は、かがやきの業務として行ったものであることから、根拠となる文書が存在しないことはあり得ないと主張している。

一方、処分庁は、本件請求に係る文書を三つに区分（①上記(1)ア、オ、カ及びキ、②上記(1)イ、③上記(1)ウ及びエ）して、それぞれに該当する文書が存在しない旨を主張しているため、当審査会はその区分に則して、本件請求に係る文書の存否について検討を行った。

ア (1)ア、オ、カ及びキの文書について

(ア) 処分庁は、元職員に当該発言等について確認したところ「このような発言をした覚えはなく」又は「そのような認識はない」とのことであったことから、審査請求人の認識と元職員の認識が一致していないうえでの請求であり、これらに該当する対象文書は作成も取得もしていないと主張している。

(イ) 当審査会は、請求に係る公文書は元職員の発言又は認識（認識に基づく行動）を形成するに至った根拠となる文書であり、同人に発言をした覚えがなく認識もないのであれば、その根拠となるものも存在し得ないから、処分庁の対象文書が存在しないとする主張を是認すべきであると考えます。

(ウ) なお、審査請求人は、処分庁（かがやき）が元職員に確認したこと自体が疑わしい旨主張するが、この点で処分庁の説明の合理性を疑うべき根拠は特に存在しない。

イ (1)イの文書について

(ア) 審査請求人は「国民年金法、障害認定基準及び裁決例（社会保険審査会）を踏まえ」た障害年金の説明が元職員によりなされていることを記録した文書を求めている。これに対して処分庁は、保有する記録を探索したが、障害年金に言及した記録は存在するものの、該当する文書の存在は認められなかったとしている。

(イ) 当該文書の不存在に対する審査請求人の主張は、障害年金制度について「それを最重要視していれば記録に何も書かない事は論理的にあり得ず」と述べていることからして、本件請求である国民年金法等を踏まえて障害年金を説明した記録があるべきとの趣旨であると受け取れる。

(ウ) しかしながら、一般に、相談記録というものは、職員と対象者との会話を全て記載することが求められるものではなく、何をどのように記載すべきかについては、職員（記録者）の一定の裁量に委ねられるものと考えられる。したがって、本件においても、処分庁が保有する記録の中に、障害年金の国民年金法等を踏まえた説明が記録されたものがなかったとしても、不合理であるとは言えず、当審査会は、(1)イに該当する文書の存在は認められなかったとの処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

ウ (1)ウ及びエの文書について

(ア) 審査請求人は、元職員が回答したとされる「障害者手帳3級であっても年金を受給できると認識していた」こと、及び「障害年金を蔑ろにしていない」ことを裏付ける根拠が示されている文書を求めている。

(イ) 一般に、業務に関する質問等に対する職員の回答は、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられるが、一方で、専門的な知識や業務に対する姿勢に関わるものなどは、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見が発揮されるものもあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合も多いと考えられる。

したがって、必ずしも元職員が発言・回答したこと全てについて、それを裏付ける根拠となる公文書が存在するとは限らない。

(ウ) こうした考え方を踏まえれば、当審査会は、(1)エの「障害年金を蔑ろにしていない」といった元職員の業務に対する姿勢を形成した文書が存在しなかったとする処分庁の主張については、特に不自然な点はないと判断する。

また、当審査会が障害年金に関して相談支援業務に用いられる手引等について処分庁に確認したところ、障害年金の等級と障害者手帳の等級とは別である旨の記載のある文書はあったが「障害者手帳3級であっても年金を受給できる」旨が明記されたものではなかった。よって、当審査会は、(1)ウの文書についても、これに該当する文書がなかったとする処分庁の主張に特に不自然な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 令和 2 年 5 月 2 6 日 諮問
- 6 月 2 6 日 諮問庁からの弁明書の提出
- 7 月 2 0 日 審査請求人からの反論書の提出
- 1 0 月 2 7 日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（1 0 月 2 日開催）
- 1 2 月 2 2 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 2 年度第 6 回会議）
- 令和 3 年 1 月 2 9 日 審議（令和 2 年度第 7 回会議）
- 3 月 3 日 審議（令和 2 年度第 8 回会議）

※ 法第 3 3 条，同 3 4 条及び同 3 6 条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが，当審査会は，これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し，いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 毛利 透）